

法人が連帯保証人となる場合の要件等確認票**要 件****(1) 次のいずれかの法人であること**

- ①申込者が介護福祉士養成施設に在学している場合に、その在学する養成施設を運営する法人(通信課程を除く)
- ②申込者の就労先(内定先含む)が、介護業務に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、その施設等を運営する法人

(2) 保証能力を有する法人であること

連帯保証額を上回る金額の預貯金を有していることを、決算書等で確認します。

(3) 法人として連帯保証すること

介護福祉士修学資金等貸付の連帯保証人となることを、法人の理事会、取締役会において承認していることを、理事会の議事録、取締役会議録で確認します。

提出書類について**(1) 登記事項証明書について(発行から3ヶ月以内のもの)****(2) 決算書について**

- ①提出は統括分のみ2年分です。拠点別・事業別明細は含みません。
- ②法人登記後間もないなどの理由であっても、2年分の決算書が提出できない場合は連帯保証人になることはできません。

(3) 連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類について

- ①理事会または取締役会において、申請者が千葉県社会福祉協議会の介護福祉士修学資金等貸付〇〇万円借入申込の連帯保証人となることが法人として承認を得たことが明示された議事録を提出してください。
- ②複数人の連帯保証人となる場合には、個々の貸付対象者名や貸付金額を明示しているのが望ましいですが、貸付資金名と連帯保証する上限額の記載があれば可とします。その場合は「連帯保証人承諾書」(様式あり)を併せて提出してください。
- ③申請前に、理事会等が開催できずに、申請時に議事録の提出ができない場合には、「連帯保証人承諾書」(様式あり)を提出し、理事会等開催後速やかに議事録を提出してください。

(4) 連帯保証人と申請者の関係を証明する書類について

- ①申請者が従事する施設等を運営する法人が連帯保証人となる場合は「勤務証明書」(様式あり)で勤務または勤務内定の事実を証明してください。

(5) 連帯保証確認書について

- ①「連帯保証確認書」に法人が連帯保証人となっている貸付金の債権をすべて記入してください。すべての資金を記入してください。
- ②連帯保証する貸付金が1件のみでも提出が必要です。

	チェック	申請者並びに連帯保証人が本申請書と併せて添付する書類
添付書類	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書(発行から3ヶ月以内)
	<input type="checkbox"/>	直近2年分の決算書の写し(統括分のみ)※貸借対照表及び事業活動収支計算書
	<input type="checkbox"/>	法人が連帯保証をすることの決定が確認できる書類(法人理事会議事録、取締役会議事録)
	<input type="checkbox"/>	勤務(内定)証明書(連帯保証人の法人と申込者との関係を証する書類)
	<input type="checkbox"/>	連帯保証確認書